

大垣市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者 に対しては、市民税（第2号に該当する者 にあつては、<u>第34条の2の規定により課す</u> 所得割（以下「分離課税に係る所得割」 という。）を除く。）を課さない。ただし、 法の施行地に住所を有しない者について は、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 略 (均等割の税率) 第24条 略 2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対 して課する均等割の税率は、次の表の左 欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ <u>同表の右欄に定める額とする。</u> 3 略 4 略 (市民税の申告) 第28条の2 略 2 略 3 給与所得等以外の所得を有しなかった 者（第1項又は前項の規定により第1項の 申告書を提出する義務を有する者を除 く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除 額の控除、法第313条第8項に規定する純 損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除又は 寄附金税額控除額の控除を受けようとす る場合<u>には</u>、3月15日までに第1項の申告	(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者 に対しては、市民税（第2号に該当する者 にあつては、<u>第34条の2の規定によって課</u> する所得割（以下「分離課税に係る所得 割」という。）を除く。）を課さない。た だし、法の施行地に住所を有しない者 については、この限りでない。 (1) 略 (2) 略 2 略 3 略 (均等割の税率) 第24条 略 2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対 して課する均等割の税率は、次の表の左 欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ <u>当該右欄に定める額とする。</u> 3 略 4 略 (市民税の申告) 第28条の2 略 2 略 3 給与所得等以外の所得を有しなかった 者（第1項又は前項の規定によって第1項 の申告書を提出する義務を有する者を除 く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除 額の控除、法第313条第8項に規定する純 損失の金額の控除、同条第9項に規定する 純損失若しくは雑損失の金額の控除又は 寄附金税額控除額の控除を受けようとす る場合<u>においては</u>、3月15日までに第1項

改正案	現 行
書を市長に提出しなければならない。	の申告書を市長に提出しなければならない。
4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出しなければならない。	4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出しなければならない。
5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定による前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第16条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定による前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第16条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第16条第1項第2号の者に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人	7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第16条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人

改正案	現 行
番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。第16条第1項第3号又は第4号の者に該当する者の申告事項に異動が生じた場合も、同様とする。 （特別徴収義務者） 第32条の7 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。 （年金所得に係る仮特別徴収税額等） 第32条の9 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分	番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。第16条第1項第3号又は第4号の者に該当する者の申告事項に異動が生じた場合も、同様とする。 （特別徴収義務者） 第32条の7 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。 （年金所得に係る仮特別徴収税額等） 第32条の9 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前

改正案	現 行
の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 3 第32条の7及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第32条の7中「前条第1項」とあるのは「第32条の9第1項」と、<u>「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と</u>、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略 <u>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若</u>	年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した<u>場合においては</u>、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節において同じ。</u>）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2 略 3 第32条の7及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第32条の7中「前条第1項」とあるのは「第32条の9第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。 (法人の市民税の申告納付) 第32条の11 略

改正案	現 行
<u>しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6</u>	<u>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> <u>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6</u>

改正案	現 行
パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算した第1項の納付書により納付しなければならない。	パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算した第1項の納付書により納付しなければならない。
<u>6</u> 略	<u>4</u> 略
<u>7</u> <u>第5項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつて	<u>5</u> <u>第3項の場合</u>において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつて

改正案	現 行
は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間 (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間	は、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間 (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
<u>8</u> 略	<u>6</u> 略
<u>9</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第4項において同じ。)がある連結子	<u>7</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。次条第3項及び第34条第2項において同じ。)がある連結子

改正案	現 行
法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び<u>第34条第4項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第34条第4項</u>において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第34条第4項</u>において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第34条第4項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金） 第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過し	法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。次条第3項及び<u>第34条第2項</u>において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。<u>第34条第2項</u>において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び<u>第34条第2項</u>において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。<u>第34条第2項</u>において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金） 第34条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経

改正案	現 行
た日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
<u>2 第32条の11第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第34条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u>	
<u>3 第32条の12第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第34条第1項の法人税</u>	

改正案	現 行
<u>額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> <u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u> <u>5 第32条の11第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の</u>	<u>2 法人税法第81条の22第1項の規定によ</u> <u>って法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u>

改正案	現 行
に属する部分その他<u>施行規則第10条の2</u> <u>の12</u>で定めるものを含む。)であって、家 屋の所有者以外の者がその事業の用に供 するため取り付けたものであり、かつ、 当該家屋に付合したことにより家屋の所 有者が所有することとなったもの（以下 この項において「特定附帯設備」という。） については、当該取り付けた者の事業の 用に供することができる資産である場合 に限り、当該取り付けた者をもって第1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備 のうち家屋に属する部分は家屋以外の資 産とみなして固定資産税を課する。 (延滞金の割合等の特例) 第4条 当分の間、第12条、<u>第32条の11</u>第5 項、第32条の12第2項、第34条の12第2項、 第80条第5項、第83条第2項、第140条第2 項及び第141条の3第2項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年14.6 パーセントの割合及び年7.3パーセント の割合は、これらの規定にかかわらず、 各年の特例基準割合（当該年前年に租税 特別措置法第93条第2項の規定により告 示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この条におい て同じ。）が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年（以下この条に おいて「特例基準割合適用年」という。） 中においては、年14.6パーセントの割合 にあつては当該特例基準割合適用年にお ける特例基準割合に年7.3パーセントの 割合を加算した割合とし、年7.3パーセン トの割合にあつては当該特例基準割合に	に属する部分その他<u>施行規則第10条の2</u> <u>の10</u>で定めるものを含む。)であって、家 屋の所有者以外の者がその事業の用に供 するため取り付けたものであり、かつ、 当該家屋に付合したことにより家屋の所 有者が所有することとなったもの（以下 この項において「特定附帯設備」という。） については、当該取り付けた者の事業の 用に供することができる資産である場合 に限り、当該取り付けた者をもって第1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備 のうち家屋に属する部分は家屋以外の資 産とみなして固定資産税を課する。 (延滞金の割合等の特例) 第4条 当分の間、第12条、<u>第32条の11</u>第3 項、第32条の12第2項、第34条の12第2項、 第80条第5項、第83条第2項、第140条第2 項及び第141条の3第2項に規定する延滞 金の年14.6パーセントの割合及び年14.6 パーセントの割合及び年7.3パーセント の割合は、これらの規定にかかわらず、 各年の特例基準割合（当該年前年に租税 特別措置法第93条第2項の規定により告 示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この条におい て同じ。）が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年（以下この条に おいて「特例基準割合適用年」という。） 中においては、年14.6パーセントの割合 にあつては当該特例基準割合適用年にお ける特例基準割合に年7.3パーセントの 割合を加算した割合とし、年7.3パーセン トの割合にあつては当該特例基準割合に

改正案	現 行
年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、<u>第34条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第34条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税	年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 2 当分の間、<u>第34条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条の2 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により<u>第34条</u>に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第34条の規定によ

改正案	現 行
に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第34条第1項及び第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず</u>、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>5 法附則第15条第32項第1号ロに規定す</u>	る延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る<u>第34条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条及び前条第2項の規定にかかわらず</u>、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。 2 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u> <u>4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> <u>6 法附則第15条第32項第1号ロに規定す</u>

改正案	現 行
る設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	る設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	
<u>7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	
<u>8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	
<u>9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	
<u>10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</u>	
<u>11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	<u>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	<u>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>	<u>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>
<u>14 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>	<u>10 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>15 法附則第15条第39項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</u>	<u>11 法附則第15条第39項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。</u>
<u>16 法附則第15条第44項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で</u>	<u>12 法附則第15条第44項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で</u>

改正案	現 行
定める割合は、2分の1とする。 <u>17</u> 法附則第15条第45項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>18</u> 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第8条の3 略 2 略 3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければなら	定める割合は、2分の1とする。 <u>13</u> 法附則第15条第45項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>14</u> 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第8条の3 略 2 略 3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければなら

改正案	現 行
い。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住	い。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積 (3) 略 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住

改正案	現 行
改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 令<u>附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及	改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及

改正案	現 行
び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等 (6) 略 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助	び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助金等 (6) 略 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補助

改正案	現 行
金等 (6) 略 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 12 <u>法附則第15条の11第1項（固定資産税に関する部分に限る。）の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる次項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国</u>	金等 (6) 略 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) <u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略

改正案	現 行
<u>土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> <u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> <u>(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> <u>(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> <u>（土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第9条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略	<u>（土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</u> 第9条 略 (1) 略 (2) 略 (3) 略

改正案	現 行
(4) 略 (5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合 <u>には、法附則第19条第2項において準用</u> する法附則第18条第6項) (7) 略 (<u>平成31年度又は平成32年度</u>における土地 の価格の特例) 第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると 認められる地域において地価が下落し、 かつ、市長が土地の修正前の価格(法附 則第17条の2第1項に規定する修正前の価 格をいう。)を当該年度分の固定資産税の 課税標準とすることが固定資産税の課税 上著しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第36条の2の規定にかかわ らず、<u>平成31年度分又は平成32年度分</u>の 固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正 価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成 31年度適用土地又は平成31年度類似適用 土地</u>であって、<u>平成32年度分</u>の固定資産 税について前項の規定の適用を受けない こととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第36条の2 の規定にかかわらず、修正された価格(法 附則第17条の2第2項に規定する修正され た価格をいう。)で土地課税台帳等に登録	(4) 略 (5) 略 (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合 <u>にあつては、法附則第19条第2項におい</u> て準用する法附則第18条第6項) (7) 略 (<u>平成28年度又は平成29年度</u>における土地 の価格の特例) 第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的 条件からみて類似の利用価値を有すると 認められる地域において地価が下落し、 かつ、市長が土地の修正前の価格(法附 則第17条の2第1項に規定する修正前の価 格をいう。)を当該年度分の固定資産税の 課税標準とすることが固定資産税の課税 上著しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資産税 の課税標準は、第36条の2の規定にかかわ らず、<u>平成28年度分又は平成29年度分</u>の 固定資産税に限り、当該土地の修正価格 (法附則第17条の2第1項に規定する修正 価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ れたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成 28年度適用土地又は平成28年度類似適用 土地</u>であって、<u>平成29年度分</u>の固定資産 税について前項の規定の適用を受けない こととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第36条の2 の規定にかかわらず、修正された価格(法 附則第17条の2第2項に規定する修正され た価格をいう。)で土地課税台帳等に登録

改正案	現 行
されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第10条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて	されたものとする。 (宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第10条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額</u>は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額</u>は、当該宅地等調整固定資産税が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて

改正案	現 行
得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該

改正案	現 行
年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u> (用途変更宅地等に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の経過措置</u>) 第10条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について</u>	年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、<u>当該課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u> (用途変更宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の経過措置</u>) 第10条の3 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税について</u>

改正案	現 行																				
は、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)	は、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)																				
第11条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	第11条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table>	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)																					
第13条の6 法附則第15条の11第1項（都市																					

改正案	現 行
<u>計画税に関する部分に限る。)の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる次項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u> (4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u> (6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> <u>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の</u>	(宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の</u>

改正案	現 行
特例) 第14条 宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15</u>	特例) 第14条 宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</u> 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15</u>

改正案	現 行
条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合<u>には</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は</u>、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合<u>には</u>、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条	条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合<u>にあっては</u>、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は</u>、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合<u>にあっては</u>、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は</u>、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条

改正案	現 行
の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の経過措置） 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税について</u>	の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の経過措置） 第14条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税について</u>

改正案	現 行																				
は、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第15条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、<u>第18項、第20項</u>から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1	は、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>) 第15条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 <table border="1"> <tr> <th>負担水準の区分</th><th>負担調整率</th></tr> <tr> <td>0.9以上のもの</td><td>1.025</td></tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満のもの</td><td>1.05</td></tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満のもの</td><td>1.075</td></tr> <tr> <td>0.7未満のもの</td><td>1.1</td></tr> </table> (都市計画税に関する読替規定) 第16条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項	負担水準の区分	負担調整率	0.9以上のもの	1.025	0.8以上0.9未満のもの	1.05	0.7以上0.8未満のもの	1.075	0.7未満のもの	1.1
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				
負担水準の区分	負担調整率																				
0.9以上のもの	1.025																				
0.8以上0.9未満のもの	1.05																				
0.7以上0.8未満のもの	1.075																				
0.7未満のもの	1.1																				

改正案	現 行
第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
(特別土地保有税の課税の特例)	(特別土地保有税の課税の特例)
第17条 附則第10条の規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条に規定する課税標準となるべき額」とする。	第17条 附則第10条の規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条に規定する課税標準となるべき額」とする。
2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場	2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>平成30年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場

改正案	現 行
合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3 略 4 略	合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3 略 4 略

